

デジタルコンテンツ制作業務 仕様書（案）

1 委託業務の名称

デジタルコンテンツ制作業務

2 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

3 委託業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、旅行需要が落ち込み、観光業界は甚大な被害を受けている。一方で、観光情報の収集や商品購入の場がオンラインに移行するなど、今後さらに観光分野におけるデジタル化が加速することが想定され、新しい生活様式に対応した新たなプロモーションに取り組む必要がある。

そこで本業務では、新たな観光プロモーションの手法として、デジタルを活用して、地域や人、特産品など多様な魅力を体験することができる媒体（以下、「コンテンツ」という。）を制作することで、国内外からの誘客を図るとともに、県内の観光PRや当県のファン創出により、交流人口の拡大を図る。

4 委託業務の内容

(1) コンテンツ制作に向けた調査・分析・情報収集

コンテンツ制作に向け、他都道府県等で既に実施されているデジタルコンテンツの内容等の調査・分析を行ったうえ、制作するコンテンツの素材となり得る、宮城県内観光情報を収集すること。

(2) コンテンツ企画・制作

イ (1)で収集した情報をもとに、本業務に適している観光素材を2つ選定し、コンテンツを制作すること。

ロ 制作するコンテンツの選定にあたっては、「特別感」「地域優位性」等に配慮し、デジタルコンテンツとしてターゲットに訴求できるものとする。

なお、コンテンツ制作にあたっては、下記(3)の広報宣伝と一体的に実施できるようにすること。

ハ ターゲット設定にあたっては、国内外からの誘客を図ることを想定しているが、詳細は、契約締結後、発注者と受注者で協議して決定する。

ニ 制作するコンテンツについては、国内外から宮城県への来訪につながるものとし、詳細については、契約締結後、発注者と受注者が協議して決定する。

ホ 下記(3)コンテンツ広報宣伝の実施期間を踏まえて、コンテンツ企画・制作期間を設定すること。

(3) コンテンツ広報宣伝

自社の広報媒体のほか、可能な限り様々な媒体を活用した周知に努めること。なお、有料の広報媒体を使用する場合に発生する経費については、委託費に含むものとする。

(4) その他

- イ コンテンツの活用手段や活用方法について、受注者から発注者に対して提案すること。
- ロ 本業務に要する一切の経費については、受注者が負担すること。

5 事業報告

事業終了後には速やかに次の提出物を作成し、提出すること。

(1) 提出物

下記提出物の電子媒体については、1枚のCD-ROM又はDVD-ROM(以下「電子媒体」という。)に集約して格納しても構わない。

- イ 業務完了報告書(指定様式) 紙媒体1部
- ロ 実績報告書(任意様式) 紙媒体1部及び電子媒体1枚
- ハ 本業務による成果品(デジタルコンテンツ)のデータを収めた電子媒体1枚

(2) 提出期限

令和5年3月31日まで

6 契約に関する条件等

(1) 目的物(成果品)の利用

- イ 本業務による成果品の著作権の帰属先については、発注者と協議の上決定する。
- ロ 発注者は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。
- ハ 発注者の事前の承認がない限り、発注者及び第三者に対し著作権人格権を行使しないものとする。

(2) 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例(平成8年宮城県条例第27号)及び別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

7 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、実施内容を事前に協議するとともに、必要に応じて随時打合せを行うなど、発注者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的、効率的な遂行を心掛けること。
- (2) 本業務の詳細については発注者と協議の上決定し、進捗状況をその都度報告するとともに、事業完了後は速やかに業務完了報告書を作成・提出すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定することとする。

なお、仕様書に明示のない事項であっても、社会通念上当然に必要なものについては本業務に含まれるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者への周知等)

第9 受注者は、業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、及び特記事項における業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後使用する必要がなくなった場合は、直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託の承諾)

第11 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務をさらに委託する場合以降も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第12 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第13 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第 14 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。